

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針(ガバニングボード 令和4年12月23日最終改正)新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="324 355 943 387">戦略的イノベーション創造プログラム運用指針</p> <p data-bbox="781 451 1104 919"> ガバニングボード 平成26年5月23日 平成28年3月31日改正 平成30年3月30日改正 平成30年7月19日改正 平成31年3月28日改正 令和元年6月27日改正 令和4年3月31日改正 令和4年12月23日改正 <u>令和5年 月 日改正</u> </p> <p data-bbox="163 983 1104 1158"> 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(以下「SIP」という。)の実施に必要な運用指針を定める。 </p> <p data-bbox="163 1225 342 1257">1～15 (略)</p>	<p data-bbox="1294 355 1912 387">戦略的イノベーション創造プログラム運用指針</p> <p data-bbox="1749 451 2072 871"> ガバニングボード 平成26年5月23日 平成28年3月31日改正 平成30年3月30日改正 平成30年7月19日改正 平成31年3月28日改正 令和元年6月27日改正 令和4年3月31日改正 令和4年12月23日改正 </p> <p data-bbox="1133 983 2074 1158"> 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(以下「SIP」という。)の実施に必要な運用指針を定める。 </p> <p data-bbox="1133 1225 1312 1257">1～15 (略)</p>

<p>16. その他</p> <p><u>○研究推進法人等は、公募により競争的に配分する経費のうち、研究に係るものについては、競争的研究費制度として「競争的研究費に関する関係省庁連絡会申し合わせ」その他所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>○間接経費は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、直接経費の30%に当たる額とする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、10～15%とすることを基本とする。</u></p> <p><u>○なお、令和5年5月〇日改正の前に、公募を開始している又は公募の準備を行っている研究開発テーマに係る契約については改正前の運用指針を適用できるものとし、当該契約の期間中は当該内容が継続できるものとする。</u></p> <p>17～19（略）</p> <p>（別紙）（略）</p>	<p>16. その他</p> <p><u>○間接経費は、直接経費の10%～15%を基本とする。ただし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。</u></p> <p>17～19（略）</p> <p>（別紙）（略）</p>
--	--